

介護保険サービスを利用したい

介護保険サービスの利用

お問い合わせ：地域包括支援センター（裏表紙参照）・区役所健康福祉課・地域保健福祉センター（P.15 参照）

サービスを利用できるのは、一般的に 65 歳以上の方ですが、40 歳以上 65 歳未満の方は、「初老期における認知症」を含む 16 種類の特定疾病によって、介護が必要になった時に限り、サービスを利用することができます。

詳しくは「介護保険サービスガイド」を区役所などで配布していますので、あわせてご覧ください。



サービスの例

家庭を訪問するサービス

●ホームヘルプ（訪問介護）

訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問して、入浴、排泄、食事など身のまわりの支援を行います。

●訪問看護

看護師などが訪問して、かかりつけの医師と連絡をとりながら、療養上の支援や必要な診療の補助を行います。

●訪問入浴介護

入浴が困難な方の自宅に、移動入浴車で訪問して、入浴の介助を行います。



日帰りで通うサービス

●デイサービス（通所介護）

デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事の提供、日常生活上の支援などを行います。

●デイケア（通所リハビリテーション）

介護老人保健施設などの施設で、理学療法士などによるリハビリテーションを行います。

●認知症対応型デイサービス

デイサービスセンターなどの施設で、認知症の方を対象に定員 12 名程度の少人数で、入浴や食事の提供、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

短期入所サービス

●ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）

特別養護老人ホームや老人保健施設・病院などの施設へ短期間入所していただき、入浴・排泄・食事などの介助や日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを行います。

「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス

●小規模多機能型居宅介護

「通い」によるサービスを中心に、利用者の希望や状態などに応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排泄・食事などの介助や日常生活上の支援、機能訓練などのサービスを行います。

●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を合わせたサービスを行います。

福祉用具の貸与・購入費の支給／住宅改修費の支給

車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助ける用具を貸与します。福祉用具によっては、購入費の一部が支給されます。

廊下や階段に手すりを取り付けるといった工事を伴う軽易な改修について改修費の一部が支給されます。